

## 国際交流データ

2019.9.24現在

## 協定校への派遣学生数

国・地域	大学名	派遣人数				
		2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
交換留学(4ヶ月～1年)						
アメリカ	ウイスコンシン州立大学スペリオール校大学				2	1
アメリカ	ペンシルバニア州立大学	1	0	2	2	2
アメリカ	イースタンワシントン大学	1	0	0		
アメリカ	アラバマ大学バーミングハム校	2	2	0		
アメリカ	テネシー工科大学	6	4	2	0	2
アメリカ	アイダホ州立大学					1
アメリカ	モンタナ州立大学					2
ブルガリア	ソフィア大学		2	0	2	2
スペイン	アルカラ大学		2	1	2	1
イギリス	ウスター大学					2
オーストラリア	シドニー工科大学	0	1	0	0	0
中国	復旦大学					
中国	浙江大學	1	1	0	1	0
中国	国際関係学院	0	0	0	0	0
中国	華東師範大学				1	1
台湾	静宜大学	1	0	4	0	0
韓国	忠北大学校	0	0	0	0	0
韓国	仁濟大学校	2	5	0	3	2
韓国	国民大学校	1	0	1	1	0
フィリピン	デ・ラサール大学	1	0	0	0	0
ベトナム	ハノイ社会人文科学大学					
タイ	トゥラキットバンディット大学	1	1	0	0	1
タイ	カセサート大学		3	4	5	5
タイ	チェンマイ大学				3	3
マレーシア	マレーシア科学大学					1
インドネシア	インドネシア教育大学	0	2	1	0	0
インドネシア	ウダヤナ大学	1	0	0	0	0
インドネシア	ガジャ・マダ大学	2	2	3	3	2

インドネシア	ボゴール農科大学	3	2	3	2	1
インドネシア	スリウィジャヤ大学		2	0	2	3
ブルネイ	ブルネイ・ダルサラーム大学				1	1
小計		23	29	21	30	33

短期研修等(～3ヶ月)		2014 H26	2015 H27	2016 H28	2017 H29	2018 H30
イギリス	グロースターシャー大学(語学研修)	26	16	12	6	18
スペイン	アルカラ大学(語学研修)	2	3	5	2	4
ドイツ	ハンブルク大学(語学研修)				6	4
カナダ	マギル大学(語学研修)	22	22	21	13	5
アメリカ	イースタンワシントン大学(語学研修)					
アメリカ	ペンシルバニア州立大学(語学研修)	9	8			
アメリカ	KAKEHASHIプロジェクト			23		
アメリカ	サンフランシスコボランティア研修					9
中国	中国(復旦大学/浙江大学/国際関係学院)					
韓国	忠北大学校(語学研修)	6				
韓国	仁済大学校(語学研修)	5	5	8	10	22
ベトナム	ベトナム短期研修(フエ大学ほか)	10	12	13	5	6
オーストラリア	シドニー工科大学(語学研修)					
オーストラリア	オーストラリア短期語学研修					12
ブルネイ	ブルネイ短期語学研修				14	27
マレーシア	マレーシア短期語学研修				5	12
	海外インターンシップ	6	17	23	13	2
	その他海外派遣プログラム	31	84	79	73	102
小計		117	167	184	147	223
合計		140	196	205	177	256

○茨城大学外国人留学生規程

(平成 27 年 3 月 31 日規程第 88 号)

改正

平成 27 年 3 月 31 日規則第 55 号

平成 30 年 3 月 23 日規程第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、茨城大学学則第 55 条第 2 項の規定に基づき、外国人留学生の取扱いについて必要な事項を定める。

(定義)

第 2 条 この規程において「外国人留学生」とは、日本の国籍を有しない者で、かつ、「留学」の在留資格を取得し、茨城大学(以下「本学」という。)に入学を許可された者(本学入学後、直ちに在留資格を「留学」に変更できる者を含む。)をいう。

(区分)

第 3 条 外国人留学生の区分は、次のとおりとする。

- (1) 学部学生
- (2) 大学院学生
- (3) 専攻科学生
- (4) 科目等履修生
- (5) 研究生
- (6) 特別聴講学生(短期留学推進制度に基づく特別聴講学生を含む。)
- (7) 日本語・日本文化研修留学生
- (8) 教員研修留学生
- (9) 日本語研修生

(入学資格)

第 4 条 外国人留学生として入学することができる者は、本学の学則、大学院学則、専攻科規程、科目等履修生規程、研究生規程その他文部科学省が定める留学生制度に係る実施要項等に規定するそれぞれの入学資格を有する者とする。

(入学の時期)

第 5 条 外国人留学生の入学の時期は、本学の学則、大学院学則、科目等履修生規程及び研究生規程の定めるところによる。ただし、日本語・日本文化研修留学生、教員研修留学生及び短期留学推進制度に基づく特別聴講学生は、学年始め又は学期始めとする。

(入学志願)

第 6 条 学部学生、大学院学生及び専攻科学生のうち、私費により入学を志願する者は、アドミッションセンター又は当該研究科委員会の承認を得て定める書類に第 12 条に定めるところによる検定料を添え、当該学部長又は当該研究科長を経て、学長に願い出なければならない。

- 2 科目等履修生、研究生のうち、私費により入学を志願する者の入学志願については、アドミッションセンターの承認を得て別に定める。
- 3 国費外国人留学生の入学志願については、文部科学省が定める国費外国人留学生制度による。

(入学者の選考)

第7条 入学者の選考は、学力、人物及び健康並びに修学に必要な程度の日本語の口述能力及び筆記能力等を考慮して当該学部又は当該研究科で行う。ただし、日本の高等学校、中等教育学校の後期課程又は大学を卒業した者等の入学の選考については、日本人入学者の選考に準ずる。

(入学の手続)

第8条 前条本文の規定による選考に合格した者は、所定の書類に第11条に定めるところによる入学料を添えて、指定の期日までに提出しなければならない。

(編入学、転入学及び再入学)

第9条 本学に編入学、転入学又は再入学を志願する者は、前3条の規定に準じて取り扱う。

- 2 編入学、転入学又は再入学を許可された者の履修単位及び在学期間の通算等については、当該学部教授会又は当該研究科委員会において定める。

(入学の許可)

第10条 学長は、所定の入学手続を完了した者について、入学を許可する。

(特別聴講学生、日本語研修生の取扱い)

第11条 特別聴講学生及び日本語研修生の入学資格等に関する取扱いについては、第4条から第8条及び前条の規定にかかわらず、特別聴講学生にあつては、本学と外国の大学及び大学院並びに短期大学との協議に基づき定めるところにより、日本語研修生にあつては、本学の日本語研修コース要項の定めるところによる。

(授業料等)

第12条 検定料、入学料及び授業料は、入学を許可した年度の日本人学生に係る額と同額とする。ただし、編入学者、転入学者又は再入学者の授業料は、当該者の属する年次の日本人学生に係る額と同額とする。

(既納の授業料等)

第13条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返付しない。

(国費外国人留学生に対する特例)

第14条 第12条の規定にかかわらず、国費外国人留学生制度実施要項(昭和29年3月31日 文部大臣裁定)に基づく国費外国人留学生に係る検定料、入学料及び授業料は、徴収しない。

- 2 特別聴講学生に係る検定料、入学料及び授業料は、本学の学生交流要項の定めるところによる。

3 日本語研修生に係る検定料、入学料及び授業料は、本学の日本語研修コース要項の定めるところによる。

(諸規則の適用等)

第 15 条 この規程に定めるもののほか、外国人留学生に関し必要な事項は、本学の学則、大学院学則、専攻科規程、科目等履修生規程、研究生規程、学生交流要項、日本語研修コース要項、学位規則その他本学の関係諸規則を適用又は準用する。

(学部細則等)

第 16 条 各学部長又は各研究科長は、学長の承認を受けて、外国人留学生に関する学部細則等を定めることができる。

附 則

この規則は、昭和 37 年 1 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 42 年 9 月 21 日から施行し、昭和 42 年 6 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、昭和 54 年 9 月 20 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 57 年 4 月 15 日から施行し、昭和 57 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、国立大学法人茨城大学設立に伴う茨城大学学内規則等の整備に関する規則(平成 16 年規則第 19 号)の施行の日(平成 16 年 6 月 24 日)から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 3 月 31 日規則第 55 号)

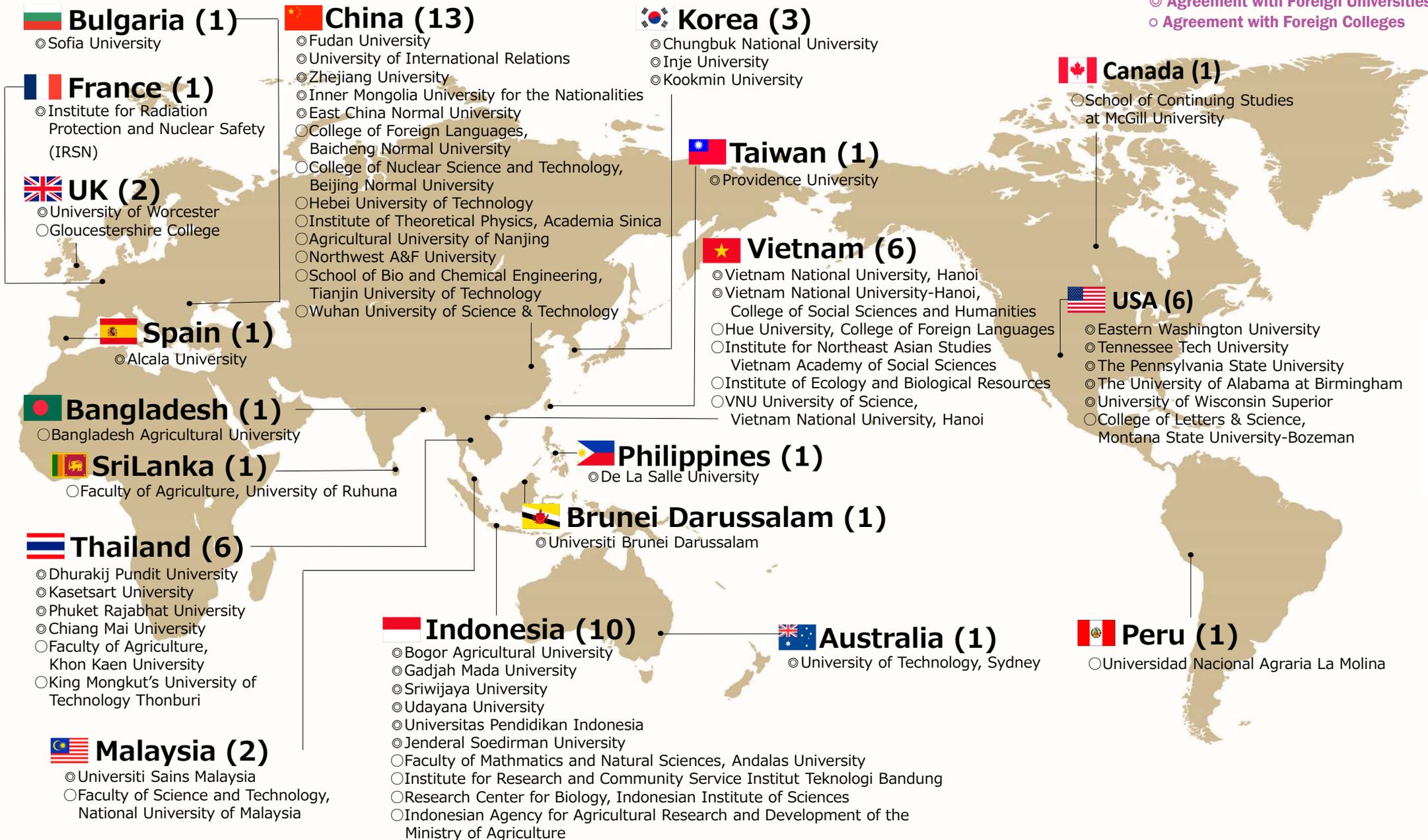
この規程は、国立大学法人茨城大学における規則等の体系化及び名称変更に伴う学内規則等の整備に関する規則(平成 27 年規則第 55 号)の施行の日(平成 27 年 4 月 1 日)から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 23 日規程第 13 号)

この規程は、平成 30 年 3 月 23 日から施行する。

# Academic Exchange Agreements with Foreign Universities and Colleges (19 countries, areas / 59 universities, colleges)

◎ Agreement with Foreign Universities  
○ Agreement with Foreign Colleges



# Academic Exchange Agreements with Foreign Universities and Colleges (22 countries, areas / 69 universities, colleges)

◎ Agreement with Foreign Universities  
○ Agreement with Foreign Colleges  
**Written in red : Student Exchange Agreement**

## Bulgaria (1)

◎ Sofia University

## France (2)

◎ Institute for Radiation Protection and Nuclear Safety (IRSN)

○ University of Rennes 1

## UK (3)

◎ University of Worcester

○ Gloucestershire College

○ School of Modern Languages, University of Newcastle upon Tyne

## Germany (1)

○ Forschungszentrum Julich GmbH

## Spain (1)

◎ Alcala University

## Slovakia (1)

○ Comenius University

## Bangladesh (1)

○ Bangladesh Agricultural University

## Sri Lanka (1)

○ Faculty of Agriculture, University of Ruhuna

## Thailand (8)

◎ Dhurakij Pundit University

◎ Kasetsart University

◎ Phuket Rajabhat University

◎ Chiang Mai University

◎ King Mongkut's University of Technology Thonburi

○ Faculty of Agriculture, Khon Kaen University

○ Faculty of Science, Ubon Ratchathani University

○ Faculty of Agriculture, Natural Resources Environment, Naresuan University

## Malaysia (2)

◎ Universiti Sains Malaysia

◎ Universiti Kebangsaan Malaysia

## China (11)

◎ Fudan University

◎ University of International Relations

◎ Zhejiang University

◎ Inner Mongolia University for the Nationalities

◎ East China Normal University

○ College of Nuclear Science and Technology, Beijing Normal University

○ Hebei University of Technology

○ Institute of Theoretical Physics, Academia Sinica

○ Agricultural University of Nanjing

○ Northwest A&F University

○ Wuhan University of Science & Technology

## Korea (4)

◎ Chungbuk National University

◎ Inje University

◎ Kookmin University

○ Korea Atomic Energy Research Institute

## Taiwan (1)

◎ Providence University

## Vietnam (6)

◎ Vietnam National University, Hanoi

◎ VNU-Vietnam Japan University

○ Hue University, College of Foreign Languages

○ Institute for Northeast Asian Studies Vietnam Academy of Social Sciences

○ VNU University of Science, Vietnam National University, Hanoi

○ Hanoi University

## Philippines (1)

◎ De La Salle University

## Brunei Darussalam (1)

◎ Universiti Brunei Darussalam

## Indonesia (10)

◎ Bogor Agricultural University

◎ Gadjah Mada University

◎ Sriwijaya University

◎ Udayana University

◎ Universitas Pendidikan Indonesia

◎ Jenderal Soedirman University

◎ Andalas University

◎ Directorate General of Resources for Science, Technology, and Higher Education

○ Institute for Research and Community Service Institut Teknologi Bandung

○ Indonesian Agency for Agricultural Research and Development of the Ministry of Agriculture

## Australia (3)

◎ University of Technology, Sydney

◎ Curtin University

○ Australian Nuclear Science and Technology Organization (ANSTO)

## New Zealand (1)

○ College of Science, Canterbury University

## Canada (2)

◎ School of Continuing Studies at McGill University

○ TRIUMF

## USA (7)

◎ Eastern Washington University

◎ Tennessee Tech University

◎ The Pennsylvania State University

◎ The University of Alabama at Birmingham

◎ University of Wisconsin Superior

◎ Montana State University-Bozeman

◎ Idaho State University

## Peru (1)

○ Universidad Nacional Agraria La Molina

### 第 13 回茨城学生国際会議の開催について

11月 18(土)・19 日(日)、茨城大学において、本学学生による第 13 回茨城学生国際会議が開催された。本会議は、学生による学生のための国際会議として、茨城大学の大学院生が主体となって企画運営しているもので、2005 年より毎年開催されている。今年度より、昨年度までの「茨城大学学生国際会議」から「大学」の文言を抜き、より発展させたかたちでの開催を目指した。今回は、“学生国際会議を学生の手で発展させていきたい、また学生国際会議への参加により自分たちも進歩していきたい”という考えから、「Progress」をテーマに選び、また、高校生にも積極的に参加してほしいと考え、「Ibaraki」、「Student life」のトピックスを設定した。

会議には、2日間で茨城大学の学生・留学生のほか、県内の高校生を含む 151 名が参加。インドネシアのガジャ・マダ大学研究科長による講演のほか、学生等による学術発表がすべて英語で行われた。

また、昨年に引き続き、2日目の午後に水戸市内エクスカーションを企画。弘道館ツアーでは、水戸観光コンベンション協会にご協力いただき、市民観光ボランティアによる英語での説明が行われ、高校生・留学生を含む参加者 57 名は弘道館の歴史と文化を楽しんだ。その後、参加者は、水戸市国際交流協会にて、本学学生のボランティアによる書道・茶道・けん玉のブースにて実際に日本文化を体験した。



開会式にて



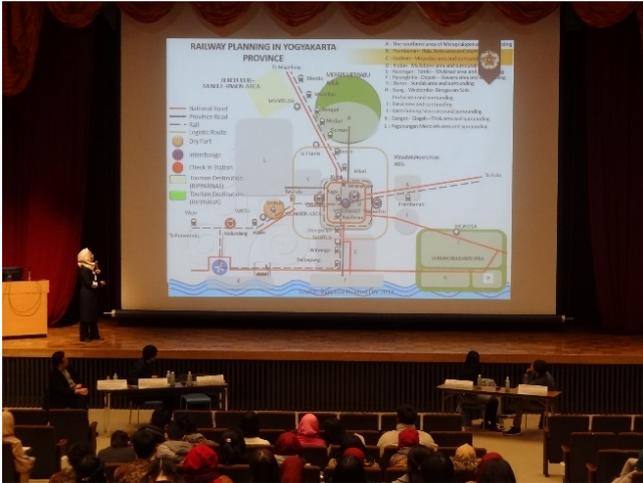
オーラルセッションの様子



ポスターセッションの様子 1日目



Welcome Partyの様子



2 日目 パネル・ディスカッションの様子



弘道館で観光ボランティアの方の説明を聞く



書道で選んだ文字を練習する様子



茶道を体験する参加者



けん玉に挑戦する参加者



日本文化体験終了後の集合写真

## 第 14 回茨城学生国際会議の開催について

12月1(土)・2日(日)、茨城大学において、第14回茨城学生国際会議が開催された。本会議は、学生による学生のための国際会議として、茨城大学の大学院生が主体となって企画運営しているもので、2005年より毎年開催されている。2017年度より、「茨城大学学生国際会議」から「大学」の文言を抜き、より発展させた形で開催。今回は、ISCIを通して、学生スタッフや参加学生の人と人の繋がりを小さな輪から大きな輪へ、さらには、国境を越えた繋がりへと発展させたいという考えから、テーマを「Ring Link ~Beyond the border~」に設定した。

会議には、2日間で茨城大学の学生・留学生のほか、県内の高校生を含む166名が参加。2日目には、ドキュメンタリー映画「happy～しあわせを探すあなたへ」の上映会及び本映画プロデューサーである清水ハン栄治氏を招き、参加学生との意見交換会を行った。高校生を含む多くの参加者が手を挙げ、活気に溢れたディスカッションとなった。

また、昨年に引き続き、2日目の午後に水戸市内エクスカージョンを企画。高校生・留学生を含む68名が参加した。徳川ミュージアムツアーでは、展示品について、日本人参加学生が留学生に英語で説明する場面が多く見られた。その後、参加者は、水戸市国際交流協会にて、常磐高校茶道部のボランティアによる茶道、本学学生のボランティアによる書道、けん玉のブースにて実際に日本文化を体験した。

### 1日目

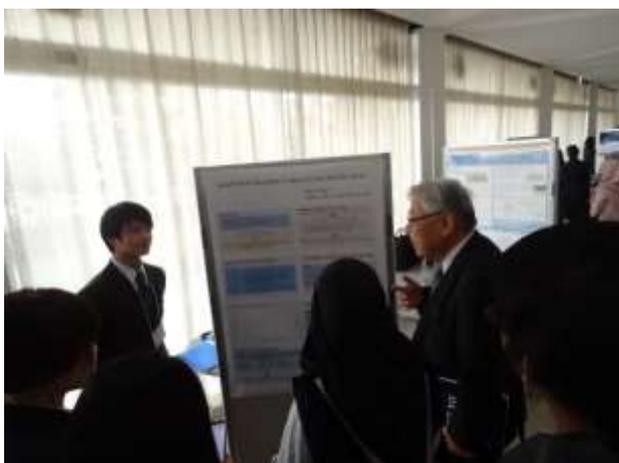
#### 【開会式にて】



【オーラルセッションの様子】



【ポスターセッションの様子】



【Welcome Party の様子】



2 日目

【ドキュメンタリー映画上映会後のプロデューサーとのディスカッションの様子】



【書道体験の様子】



【茶道体験の様子】



【けん玉に挑戦する参加者の様子】



【日本文化体験終了後の集合写真】

